



— ふるさと納税 How to —

自民党の石破茂・前幹事長が安倍内閣の地方創生担当大臣に就任しました。これからは、日本全体が大変なのが予測されます。地方は毎年の人口減と、日本経済のグローバル化に伴う工場の海外移転等で、経済的にも非常に難しい時代になります。私達の生まれた日本の末端までも、平和で安心できる国土にして行かなければならないと思います。

それには、与えられる範囲での個人の富（税金）の再配分が、社会的貢献へとつながっていくはずです。

**Step1** 広報や新聞、自治体のホームページなど（『ふるさと納税』でサイトへ入る）から、寄付を求める自治体や事業の情報を集め、寄付したい自治体や事業を選びます。当然ながら、京都生まれ、京都市育ちだから、ふるさと納税はないという意味ではありません。他県への寄付は可能です。また自治体が募集していなくても、自ら自主的に寄付することも当然可能です。

おおむね一万円以上寄付すると、町の特産品がもらえる場合があります。本やサイトで調べて下さい。地域の活性化になります。

**Step2** 自治体へインターネットで申請し、振込用紙を依頼すれば、すぐに送ってきます。

年内に送金します。（寄付）郵便振替だと手数料がいりません。送金すれば、まもなく「寄付採納証明書」と礼状が送られて来ます。特産品は、地域の事情により、送ってくる時期は、まちまちです。

**Step3** 翌年の3月15日迄に、税額の控除（寄附金控除）を受ける所得税の確定申告をします。

「寄付採納証明書」は、添付要件です。

**Step4** 自動的に住民税が減額されてます。

税の控除額計算式（アウトライン）

所得税分	(寄付金額-2,000円) × 税率
住民税分(基本)	(寄付金額-2,000円) × 10%

※寄付金額は、総所得金額の40%相当額までです。

— 振込詐欺行為には、ご注意ください —

# ふるさと納税に 参加しよう！

		方 法
年内	Step1	納税・寄付したい自治体を選ぶ
	Step2	寄付をする
翌年 3月	Step3	税額の控除を受ける確定申告をする
6月	Step4	自動的に控除後の住民税が算出される